

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	保育所入所等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯塚市は、保育所入所等事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

飯塚市長

## 公表日

令和5年9月11日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育所入所に関する事務、保育料徴収に関する事務
②事務の概要	就学前児童の保育所への申込受付から選考、内定、待機児童の管理や口座振替等による保育料等の徴収や滞納管理、民間の保育所施設については運営費に係る支弁報告を行っている。
③システムの名称	子ども・子育てシステム、滞納管理システム、MICJET番号連携サーバ、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育て情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一第8項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。)第8条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条第7項、別表第二 13及び16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 保育課
②所属長の役職名	保育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500(内線1314・1315)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部 保育課 保育給付係 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500(内線1042・1043・1044)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月25日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	子育て支援課長 田原 洋一	子育て支援課長 鈴木 夏貴		
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	子ども・健康部 子育て支援課 子育て支援課長 鈴木 夏貴	福祉部 子育て支援課 子育て支援課長 山本 雅之		
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	こども健康部 子育て支援課 総務係 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500(内線1112)	福祉部 子育て支援課 保育給付係 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500(内線1112)		
平成29年5月8日	7. 特定個人情報の開示・訂正利用停止請求	総務部 総務課 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500(内線1221・1222)	総務部 総務課 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500(内線1314・1315・1316)		
令和1年6月18日	様式変更による改訂				
令和2年2月6日	II 3 重大事項	発生なし	発生あり		
令和3年2月6日	II 4 重大事項	発生あり	発生なし		
令和4年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	子育て支援課長	保育課長		組織変更によるもの
令和4年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	子育て支援課 保育給付係 電話番号: 0948-22-5500(内線1112)	保育課 保育給付係 電話番号: 0948-22-5500(内線1042・1043)		組織変更によるもの
令和4年7月20日	しきい値判断項目 1 対象人数及び2 取扱人数 いつ時点の計数か	令和元年6月26日時点	令和4年7月20日時点		組織変更によるもの
令和4年7月20日	表紙公表日	令和元年6月26日	7月20日		組織変更によるもの
令和4年7月20日	8. 監査	内部監査該当なし	内部監査該当あり		
令和5年2月24日	4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託する		修正
令和5年2月7日	しきい値判断項目 1 対象人数及び2 取扱人数 いつ時点の計数か	令和4年7月20日時点	令和5年2月7日時点		修正
令和5年2月24日	請求先内線番号	1221・1222	1314・1315		修正
令和5年2月24日	4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託する		修正
令和5年2月24日	しきい値判断項目2. 取扱人数	500人以上	500人未満		修正
令和5年8月1日	しきい値判断項目 1 対象人数及び2 取扱人数	令和5年2月7日時点	令和5年8月1日時点		修正